

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程・改正案

| 改正案 | 現行 | 備考 |
|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">I 総則</p> <p style="text-align: center;">2 定義</p> <p>この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>アーク(Arc) (略)</p> <p>移送機能(Handoff / Point out function) 特定のレーダーターゲットに係るデータブロックの移送、継受及び撤回を行う機能をいう。</p> <p>一次レーダーターゲット(Primary radar target) (略)</p> <p style="text-align: center;">III 管制方式基準</p> <p style="text-align: center;">(I) 総則</p> <p style="text-align: center;">3 気象情報</p> <p>【気象情報の提供】</p> <p>(1) a～c (略)</p> <p>d 晴天乱気流を含む強い乱気流、強い着氷、活発な雷電、並の乱気流、並の着氷、低高度ウィンドシア、<u>火山灰雲</u>等悪気象に関する情報が航空機から通報されたときは、関係空域を飛行する他の航空機及び気象機関にその内容を通報する。ただし、当該情報が ATIS 情報に含まれており、航空機が ATIS 情報を受信した旨を通報した場合は、航空機に対する通報を省略することができる。</p> <p>★パイロットレポート〔航空機からの通報〕 PILOT REPORTS〔pilot report〕</p> <p>e (略)</p> <p style="text-align: center;">(II) 計器飛行管制方式</p> <p style="text-align: center;">4 出発機</p> <p>【連絡調整】</p> <p>(3) a 移管機関は、その管轄区域内の飛行場から出発する IFR 機が出発後 15 分未満の時間内に継承機関の管轄区域境界線に到着する場合は、当該機の出発前に当該継承機関と当該機の管制についての連絡調整を行うものとする。<u>ただし、必要と認められる場合は、調整要領等でこれと異なる出発後の所要時間を定めることができるものとする。</u></p> <p>b・c (略)</p> <p style="text-align: center;">5 巡航機</p> <p>【移管情報】</p> | <p style="text-align: center;">I 総則</p> <p style="text-align: center;">2 定義</p> <p>この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>アーク(Arc) (略)</p> <p>移送機能(Handoff function) 特定のレーダーターゲットに係るデータブロックの移送、継受及び撤回を行う機能をいう。</p> <p>一次レーダーターゲット(Primary radar target) (略)</p> <p style="text-align: center;">III 管制方式基準</p> <p style="text-align: center;">(I) 総則</p> <p style="text-align: center;">3 気象情報</p> <p>【気象情報の提供】</p> <p>(1) a～c (略)</p> <p>d 晴天乱気流を含む強い乱気流、強い着氷、活発な雷電、並の乱気流、並の着氷、低高度ウィンドシア等悪気象に関する情報が航空機から通報されたときは、関係空域を飛行する他の航空機及び気象機関にその内容を通報する。ただし、当該情報が ATIS 情報に含まれており、航空機が ATIS 情報を受信した旨を通報した場合は、航空機に対する通報を省略することができる。</p> <p>★パイロットレポート〔航空機からの通報〕 PILOT REPORTS〔pilot report〕</p> <p>e (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">(II) 計器飛行管制方式</p> <p style="text-align: center;">4 出発機</p> <p>【連絡調整】</p> <p>(3) a 移管機関は、その管轄区域内の飛行場から出発する IFR 機が出発後 15 分未満の時間内に継承機関の管轄区域境界線に到着する場合は、当該機の出発前に当該継承機関と当該機の管制についての連絡調整を行うものとする。</p> <p>b・c (略)</p> <p style="text-align: center;">5 巡航機</p> <p>【移管情報】</p> | <p></p> <p style="color: red;">表現の修正</p> <p style="color: red;">火山灰雲を気象情報として追加。</p> <p style="color: red;">管制部再編の東日本への展開に伴う改正。</p> |

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程・改正案

| 改正案 | 現行 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>(1) a 管制区管制所等相互間の業務を行う場合、移管機関は、IFR 機が継承機関の管轄区域に入域する 15 分前までに当該機の移管に係る情報を継承機関に通報するものとする。<u>ただし、必要と認められる場合は、調整要領等でこれと異なる通報時期を定めることができるものとする。</u></p> <p>b (略)</p> <p>【変更情報】</p> <p>(2) a 通報済みの情報内容に変更がある場合は、当該変更事項を継承機関へ通報するものとする。ただし、位置通報点到着予定時刻については3分を超える変更がある場合に限ることとし、高度及び飛行経路については<u>調整要領等で別の規定がある場合を除き</u>変更前に継承機関の承認を得るものとする。</p> <p>★ [航空機無線呼出符号] の [通報済みの情報] は [変更された情報] と変更 [aircraft identification] REVISED [type of information] [revised information] .</p> <p>b (略)</p> <p style="text-align: center;">6 待機機</p> <p>【待機指示】</p> <p>(1) a (略)</p> <p>b 待機の指示は次の事項を含むものとする。ただし、当該待機経路が公示されている場合は、<u>公示どおりであることを明示することにより</u> (c)以下の事項を省略することができる。</p> <p>(a)～(e) (略)</p> <p>★ [フィックス] の [方位]、[入方向経路、放射方位、コース、ベアリング、航空路又は経路] 上、出方向 [距離又は時間で表わした出方向距離]、左旋回/ (右旋回) で待機して<u>ください。</u></p> <p>HOLD [direction] OF [fix] ON [specified inbound track,radial, course, bearing, airway or route] [number] MINUTE / MILE LEG, LEFT / (RIGHT) TURNS.</p> <p>[例] (略)</p> <p>★ <u>公示どおり</u> [フィックス] の [方位] で待機して<u>ください。</u></p> <p>HOLD [direction] OF [fix] <u>AS PUBLISHED.</u></p> <p>[例] Hold southwest of Kagoshima <u>VORTAC as published.</u></p> <p>★ [フィックス] まで承認します。<u>公示どおり</u> [方位] で待機して<u>ください。</u></p> <p>CLEARED TO [fix] , HOLD [direction] <u>AS PUBLISHED.</u></p> <p>c・d (略)</p> <p style="text-align: center;">7 到着機</p> <p>【到着情報】</p> <p>(1) a 管制区管制所は、到着機の業務移管点到着予定時刻の 15 分前までに<u>当該機に係る次の情報をターミナル管制所に</u>通報するものとする。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>★ [航空機無線呼出符号]、[航空機型式]、[フィックス] 到着予定/通過 [時刻]、[高度]、業務移管点 [時刻、フィックス又は高度]</p> | <p>(1) a 管制区管制所相互間の業務を行う場合、移管機関は、IFR 機が継承機関の管轄区域に入域する 15 分前までに当該機の移管に係る情報を継承機関に通報するものとする。</p> <p>b (略)</p> <p>【変更情報】</p> <p>(2) a 通報済みの情報内容に変更が<u>あった</u>場合は、当該変更事項を継承機関へ通報するものとする。ただし、位置通報点到着予定時刻については3分を超える変更が<u>あった</u>場合に限ることとし、高度及び飛行経路については変更前に継承機関の承認を得るものとする。</p> <p>★ [航空機無線呼出符号] の [通報済みの情報] は [変更された情報] と変更 [aircraft identification] REVISED [type of information] [revised information] .</p> <p>b (略)</p> <p style="text-align: center;">6 待機機</p> <p>【待機指示】</p> <p>(1) a (略)</p> <p>b 待機の指示は次の事項を含むものとする。ただし、当該待機経路が公示されている場合は、(c)以下の事項を省略することができる。</p> <p>(a)～(e) (略)</p> <p>★ [フィックス] の [方位]、[入方向経路、放射方位、コース、ベアリング、航空路又は経路] 上、出方向 [距離又は時間で表わした出方向距離]、左旋回/ (右旋回) で待機して<u>下さい。</u></p> <p>HOLD [direction] OF [fix] ON [specified inbound track,radial, course, bearing, airway or route] [number] MINUTE / MILE LEG, LEFT / (RIGHT) TURNS.</p> <p>[例] (略)</p> <p>★ [フィックス] の [方位] で待機して<u>下さい。</u></p> <p>HOLD [direction] OF [fix] .</p> <p>[例] Hold southwest of Kagoshima <u>NDB.</u></p> <p>★ [フィックス] まで承認します。 [方位] で待機して<u>下さい。</u></p> <p>CLEARED TO [fix] , HOLD [direction] .</p> <p>c・d (略)</p> <p style="text-align: center;">7 到着機</p> <p>【到着情報】</p> <p>(1) a 管制区管制所は、到着機<u>に係る次の情報をターミナル管制所に対し、当該機</u>の業務移管点到着予定時刻の 15 分前までに通報するものとする。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>★ [航空機無線呼出符号]、[航空機型式]、[フィックス] 到着予定/通過 [時刻]、[高度]、業務移管点 [時刻、フィックス又は高度]</p> | <p>管制部再編の東日本への展開に伴う改正。</p> <p>表現の修正。 表現の修正。 管制部再編の東日本への展開に伴う改正。</p> <p>PANS-ATM に準拠した改正。</p> <p>表現の修正。</p> <p>PANS-ATM に準拠した改正。 表現の修正。 表現の修正。</p> <p>表現の修正。</p> |

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程・改正案

| 改正案 | 現行 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>[aircraft identification] , [type of aircraft] , ESTIMATED / OVER [fix] [time] , [altitude] , YOUR CONTROL AT [time, fix or altitude] .</p> <p>b (略)</p> <p>c ターミナル管制所は、到着機に係る次の情報<u>のうち必要なもの</u>を管制区管制所に通報するものとする。 (a)～(d) (略)</p> <p>d・e (略)</p> <p style="text-align: center;">(IV) レーダー使用基準</p> <p style="text-align: center;">3 レーダー識別</p> <p>【レーダー識別の方法及び維持】</p> <p>(2) a・b (略)</p> <p>c TEPS、TAPS 又は ARTS を使用してレーダー識別を行う場合は、a 又は b の方法によるほか、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 (a) (略)</p> <p>(b) 既にデータブロックがターゲットに付加されている航空機の場合は、<u>5(2)c(b)又は(3)c(b)</u>によりデータブロックが当該機のものであることを確認する。</p> <p>d (略)</p> <p style="text-align: center;">5 レーダー移送</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> | <p>[aircraft identification] , [type of aircraft] , ESTIMATED / OVER [fix] [time] , [altitude] , YOUR CONTROL AT [time, fix or altitude] .</p> <p>b (略)</p> <p>c ターミナル管制所は、到着機に係る次の情報を管制区管制所に通報するものとする。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>d・e (略)</p> <p style="text-align: center;">(IV) レーダー使用基準</p> <p style="text-align: center;">3 レーダー識別</p> <p>【レーダー識別の方法及び維持】</p> <p>(2) a・b (略)</p> <p>c TEPS、TAPS 又は ARTS を使用してレーダー識別を行う場合は、a 又は b の方法によるほか、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 (a) (略)</p> <p>(b) 既にデータブロックがターゲットに付加されている航空機の場合は、<u>a 若しくは b 又は 5(3)b</u>によりデータブロックが当該機のものであることを確認する。</p> <p>d (略)</p> <p style="text-align: center;">5 レーダー移送</p> <p>【移送の方法】</p> <p>(2) a <u>移管機関は調整要領等で別の規定がある場合を除き継承機関に対し、レーダーハンドオフ又はレーダーポイントアウトの別を通報し、レーダー移送を行うものとする。</u></p> <p>b <u>移管機関は、TEPS、TAPS 又は ARTS を使用する場合は、ターゲットに当該航空機に係るデータブロックが適切に付加されていることを確認した後、移送機能を作動させることにより行うものとする。</u></p> <p>c <u>移管機関は、データブロックに表示されていない情報であって継承機関に必要と思われる磁針路、速度調整等を継承機関に通報するものとする。</u></p> <p>【継受の方法】</p> <p>(3) a <u>継承機関は、レーダー移送を継受する場合(bに規定する場合を除く。)においては、レーダー画面上にレーダー移送に係るターゲットを確認し、移管機関に対し、次に掲げる事項を通報し、移送の継受を行うものとする。</u></p> <p>(a) <u>レーダーハンドオフの場合は、レーダー識別を行った旨</u> ★<u>〔航空機の無線呼出符号〕とレーダーコンタクトしました。</u> <u>〔aircraft identification〕 RADAR CONTACT.</u></p> <p>(b) <u>レーダーポイントアウトの場合は、レーダーポイントアウトを承認した旨</u> ★<u>〔航空機の無線呼出符号〕のポイントアウトを承認します。</u> <u>〔aircraft identification〕 POINT OUT APPROVED.</u></p> <p>b <u>TEPS、TAPS 又は ARTS を使用している継承機関が移送機能によりレーダー移送を継受する場合は、ターゲットにデータブロックが適切に付加されていることを確認した後、</u></p> | <p>PANS-ATM に準拠した改正。</p> <p>項番の変更。</p> <p>管制部再編の東日本への展開に伴う改正。</p> |

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程・改正案

| 改正案 | 現行 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>【レーダーハンドオフ】</p> <p>(2) a 移管機関は、レーダーハンドオフを行う場合は、<u>次に掲げるいずれかの方法</u>により行うものとする。</p> <p>(a) 継承機関のレーダー画面上において当該ターゲットを指し示す。</p> <p>(b) 継承機関に対し当該機に係る次の事項を通報する。</p> <p>ア 両機関のレーダー画面上に示されたレーダーフィックス又はレーダー移送点(レーダー移送を行うための参照点をいう。<u>以下同じ。</u>)からの距離及び方位(複数の航空機を同時に引き続いてレーダーハンドオフする場合は、先に移送した航空機からの相対位置でもよい。)</p> <p>イ 磁針路又は航跡(<u>通報した移管情報等</u>と合致する場合を除く。)</p> <p>ウ 通常応信させているコードと異なるコードを当該機に応信させている場合は当該コード</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(c) TEPS、TAPS 又は ARTS の移送機能を次のとおり作動させる。</p> <p>ア 移送機能を作動させる前に、ターゲットに当該航空機に係るデータブロックが適切に付加されていることを確認する。</p> <p>イ 移送機能を作動させた後、識別の移送が完了するまでの間に当該データブロックにコースト状態を示す略号が表示された場合は、レーダーハンドオフを撤回するか又は</p> <p>(a)若しくは(b)の規定によりレーダーハンドオフを行う。</p> <p>b 移管機関は、レーダーハンドオフを行う場合は、aに掲げる方法により行うとともに、継承機関に対し次に掲げる事項を通報するものとする。ただし、a(c)に掲げる方法による場合は、(a)から(c)に掲げる事項及び通報を省略できるものとして調整要領等に定められている事項を省略することができる。</p> <p>(a) レーダーハンドオフである旨</p> <p>(b) 航空機無線呼出符号</p> | <p><u>移送機能を作動させることにより行うものとする。</u></p> <p>c <u>継承機関は、レーダー移送の継受に際しターゲットの重なりあうこと等により当該機の識別に疑いのある場合は、継承機関は移管機関に対し当該機に係るコードの変更、アイデンティの応信又はトランスポンダーの待機を要求するものとする。ただし、レーダーハンドオフの場合であって、ターゲット間に所定の垂直間隔があるときは、継承機関は通信の移管後3(2)の規定により速やかに再識別の措置をとるものとし、識別の確認がないことを理由にレーダーハンドオフを遅らせてはならない。</u></p> <p>【レーダーハンドオフ】</p> <p>(4) a 移管機関はレーダーハンドオフを行う場合は、<u>次の要領のいずれか</u>により行うものとし、継承機関に対し<u>航空機の無線呼出符号、指定した高度及び現在高度</u>を通報する。</p> <p>(a) 継承機関のレーダー画面上において当該ターゲットを指し示す。</p> <p>(b) 継承機関に対し当該機に係る次の事項を通報する。</p> <p>ア 両機関のレーダー画面上に示されたレーダーフィックス又はレーダー移送点(レーダー移送を行うための参照点をいう。)からの距離及び方位(複数の航空機を同時に引き続いてレーダーハンドオフする場合は、先に移送した航空機からの相対位置でもよい。)</p> <p>イ 磁針路又は航跡(<u>既定の経路に</u>合致する場合を除く。)</p> <p>ウ 通常応信させているコードと異なるコードを当該機に応信させている場合は当該コード</p> <p>エ その他必要な事項</p> <p>★ハンドオフ〔当該機の位置〕は〔当該機の無線呼出符号〕で〔高度又は高度へ上昇中/降下中〕です。</p> <p><u>HAND OFF, A TARGET [position] IS [aircraft identification] AT [altitude] or CLIMBING / DESCENDING TO [altitude] .</u></p> <p>〔例〕<u>Handoff, a target over Oshima VORTAC is Skymark304 at FL160.</u></p> <p><u>Handoff, a target 15 miles north of MUCRY is Jai Ocean 151, descending to 10,000 leaving FL180. Heading 180 vector to final approach course.</u></p> <p>(c) <u>TEPS、TAPS 又は ARTS を使用する場合であって、移送機能を作動させた後、識別の移送が完了するまでの間に当該データブロックにコースト状態を示す略号が表示された場合は、レーダーハンドオフを撤回するか又は(a)若しくは(b)の規定によりレーダーハンドオフを行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | |

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程・改正案

| 改正案 | 現行 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>(c) 指定した高度及び現在高度</p> <p>(d) その他必要な事項(磁針路、高度制限、速度調整等)</p> <p>★ハンドオフ〔当該機の位置〕は〔当該機の無線呼出符号〕で〔高度又は高度へ上昇中／降下中〕です。</p> <p>HANDOFF, A TARGET [position] IS [aircraft identification] AT [altitude] or CLIMBING / DESCENDING TO [altitude] .</p> <p>〔例〕 Handoff, a target over Oshima VORTAC is Skymark304 at FL160.</p> <p>Handoff, a target 15 miles north of PRIUS is Jai Ocean 51, descending to 10,000 leaving FL180. Heading 180 vector to final approach course.</p> <p><u>c</u> 継承機関は、レーダーハンドオフを継受する場合は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(a) a(a)又は(b)に掲げる方法によるレーダーハンドオフを継受する場合は、レーダー画面上にレーダーハンドオフに係るターゲットを確認し、移管機関に対し、レーダー識別を行った旨を通報する。</p> <p>★〔航空機の無線呼出符号〕をレーダーコンタクトしました。</p> <p>〔aircraft identification〕 RADAR CONTACT.</p> <p>(b) a(c)に掲げる方法によるレーダーハンドオフを継受する場合は、ターゲットにデータブロックが適切に付加されていることを確認した後、移送機能を作動させる。</p> <p><u>d</u> 継承機関は、レーダーハンドオフの継受に際しターゲットの重なりあうこと等により当該機の識別に疑いのある場合は、移管機関に対し当該機に係るコードの変更、アイドントの応信又はトランスポンダーの待機を要求するものとする。ただし、ターゲット間に所定の垂直間隔があるときは、継承機関は通信の移管後3(2)の規定により速やかに再識別の措置をとるものとし、識別の確認がないことを理由にレーダーハンドオフを遅らせてはならない。</p> <p><u>e</u> 継承機関は、当該機と自己の管轄区域内の他の航空機との間の管制間隔設定のために必要な制限事項を<u>レーダーハンドオフ</u>を継受する前に移管機関に指示するものとする。</p> <p><u>f</u> 移管機関は、当該機について継承機関に対し通報した事項又は<u>e</u>の規定により指示された制限事項を変更する場合は、継承機関の承認を得るものとする。</p> <p><u>g</u> 継承機関は、レーダーハンドオフを終了した航空機が継承機関の管轄区域へ入域する前に当該機に係る<u>業務の移管を受けようとする場合は、調整要領等で別の規定がある場合を除き(1)2(5)の規定に基づき移管機関の承認を得るものとする。</u>この場合において、移管機関は管轄区域内における他の航空機との間の管制間隔設定のために必要な制限事項を継承機関に対し指示するものとする。</p> <p><u>h</u> 継承機関は、当該機の管轄区域外の飛行について移管機関が<u>g</u>の規定により指示した制限事項を変更する場合は移管機関の承認を得るものとする。</p> <p><u>i</u> 移管機関は、継承機関から<u>レーダーハンドオフ</u>の継受通報を受けたのち速やかに通信の移管を行うものとする。</p> <p>【レーダーポイントアウト】</p> <p>(3) (削る)</p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>b</u> 継承機関は、当該機と自己の管轄区域内の他の航空機との間の管制間隔設定のために必要な制限事項を<u>レーダー識別</u>を継受する前に移管機関に指示するものとする。</p> <p><u>c</u> 移管機関は、当該機について継承機関に対し通報した事項又は<u>b</u>の規定により指示された制限事項を変更する場合は、継承機関の承認を得るものとする。</p> <p><u>d</u> 継承機関は、レーダーハンドオフを終了した航空機が継承機関の管轄区域へ入域する前に当該機に係る<u>管制業務を継承することができる。</u>この場合において、移管機関は管轄区域内における他の航空機との間の管制間隔設定のために必要な制限事項を継承機関に対し指示するものとする。</p> <p><u>e</u> 継承機関は、当該機の管轄区域外の飛行について移管機関が<u>d</u>の規定により指示した制限事項を変更する場合は移管機関の承認を得るものとする。</p> <p><u>f</u> 移管機関は、継承機関から<u>レーダー識別</u>の継受通報を受けたのち速やかに通信の移管を行うものとする。</p> <p>【レーダーポイントアウト】</p> <p>(5) <u>a</u> 移管機関は、レーダーポイントアウトを行う場合は、(4) a (a)又は(4) a (b)のいずれかにより行うものとし、継承機関に対し航空機の無線呼出符号、指定した高度及び現在高度を通報する。</p> <p>★ポイントアウト〔当該機の位置〕は〔当該機の無線呼出符号〕で〔高度又は高度へ上昇中／降下中〕です。</p> <p><u>POINT OUT, A TARGET [position] IS [aircraft identification] AT [altitude] or</u></p> | |

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程・改正案

| 改正案 | 現行 | 備考 |
|--|---|-----------|
| <p>a 移管機関は、レーダーポイントアウトを行う場合は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(a) 継承機関のレーダー画面上において当該ターゲットを指し示す。</p> <p>(b) 継承機関に対し当該機に係る次の事項を通報する。</p> <p>ア 両機関のレーダー画面上に示されたレーダーフィックス又はレーダー移送点からの距離及び方位(複数の航空機を同時に引き続いてレーダーポイントアウトする場合は、先に移送した航空機からの相対位置でもよい。)</p> <p>イ 磁針路又は航跡(通報した移管情報等と合致する場合を除く。)</p> <p>ウ 通常応信させているコードと異なるコードを当該機に応信させている場合は当該コード</p> <p>(c) TEPS、TAPS 又は ARTS の移送機能を次のとおり作動させる。</p> <p>ア 移送機能を作動させる前に、ターゲットに当該航空機に係るデータブロックが適切に付加されていることを確認する。</p> <p>イ 移送機能を作動させた後、識別の移送が完了するまでの間に当該データブロックにコースト状態を示す略号が表示された場合は、レーダーポイントアウトを撤回するか又は(a)若しくは(b)の規定によりレーダーポイントアウトを行う。</p> <p>b 移管機関は、レーダーポイントアウトを行う場合は、aに掲げる方法により行うとともに、継承機関に対し次に掲げる事項を通報するものとする。ただし、a(c)に掲げる方法による場合は、(a)から(c)に掲げる事項及び通報を省略できるものとして調整要領等に定められている事項を省略することができる。</p> <p>(a) レーダーポイントアウトである旨</p> <p>(b) 航空機無線呼出符号</p> <p>(c) 指定した高度及び現在高度</p> <p>(d) その他必要な事項(磁針路、高度制限、速度調整等)</p> <p>★ポイントアウト〔当該機の位置〕は〔当該機の無線呼出符号〕で〔高度又は高度へ上昇中/降下中〕です。</p> <p>POINT OUT, A TARGET [position] IS [aircraft identification] AT [altitude] or CLIMBING / DESCENDING TO [altitude] .</p> <p>注 レーダーポイントアウトはレーダー識別を移送することであり、移管情報等の通報や業務移管に係る連絡調整とは異なるものであることに留意しなければならない。</p> <p>c 継承機関は、自己の管轄区域内の交通状況を考慮してレーダーポイントアウトを承認する場合は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、継承機関がレーダーポイントアウトを承認できない場合はその旨を移管機関に通報するものとし、移管機関は当該機のレーダーハンドオフを(2)により行う。</p> <p>(a) a(a)又は(b)に掲げる方法によるレーダーポイントアウトを承認する場合は、レーダー画面上にレーダーポイントアウトに係るターゲットを確認し、移管機関に対し、レーダーポイントアウトを承認した旨を通報する。</p> <p>★〔航空機の無線呼出符号〕のポイントアウトを承認します。</p> <p>〔aircraft identification〕 POINT OUT APPROVED.</p> <p>(b) a(c)に掲げる方法によるレーダーポイントアウトを承認する場合は、ターゲットにデータブロックが適切に付加されていることを確認した後、移送機能を作動させる。</p> <p>d 継承機関は、レーダーポイントアウトの承認に際しターゲットの重なりあうこと等により</p> | <p><u>CLIMBING / DESCENDING TO [altitude] .</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>b 継承機関は、<u>調整要領等に別の規定がある場合を除き、</u>自己の管轄区域内の交通状況を考慮してレーダーポイントアウトを承認する場合は(3) a (b)により移管機関に対し承認する旨を通報するものとする。ただし、継承機関がレーダーポイントアウトを承認できない場合は<u>ハンドオフの語を前置し、当該機の識別を行った旨(3) a (a)により</u>通報するものとし、移管機関は当該機のレーダーハンドオフを(4) aにより行う。</p> <p>(新設)</p> | <p>備考</p> |

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程・改正案

| 改正案 | 現行 | 備考 |
|--|--|----|
| <p>当該機の識別に疑いのある場合は、移管機関に対し当該機に係るコードの変更、アイデントの応信又はトランスポンダーの待機を要求するものとする。</p> <p><u>e</u> 継承機関は、当該機と自己の管轄区域内の他の航空機との間の管制間隔設定のために必要な制限事項をレーダーポイントアウトを承認する前に移管機関に指示するものとする。</p> <p><u>f</u> 移管機関は、当該機について継承機関に対し通報した事項又は<u>e</u>の規定により指示された制限事項を変更する場合は、継承機関の承認を得るものとする。</p> <p><u>g</u> 移管機関は、継承機関がレーダーポイントアウトを承認した後であっても継承機関からレーダーハンドオフの要求があった場合は、<u>継承機関が当該機の識別を維持していることを確認したのちに通信の移管を行うか又は(2)</u>に定める方法により継承機関に対し当該機に係るレーダーハンドオフを行う。</p> | <p><u>c</u> 継承機関は、当該機と自己の管轄区域内の他の航空機との間の管制間隔設定のために必要な制限事項をレーダーポイントアウトを承認する前に移管機関に指示するものとする。</p> <p><u>d</u> 移管機関は、当該機について継承機関に対し通報した事項又は<u>c</u>の規定により指示された制限事項を変更する場合は、継承機関の承認を得るものとする。</p> <p><u>e</u> 移管機関は、継承機関がレーダーポイントアウトを承認した後であっても継承機関からレーダーハンドオフの要求があった場合は<u>(4) a</u>に定める方法により継承機関に対し当該機に係るレーダーハンドオフを行う。</p> | |